

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則.....（情報政策課） 47

告 示

○令和4年度鳥獣保護区の更新.....（野生動物対策課） 48
○令和4年度鳥獣保護区特別保護地区の指定.....（野生動物対策課） 55
○令和4年度特定猟具使用禁止区域の指定.....（野生動物対策課） 59
○特定調達契約に係る入札の公告.....（畜産振興課） 59
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課） 60
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課） 61

公 表

○北海道人事行政の運営等の状況の公表.....（人事課） 61

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 61

道立病院局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 62

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 64

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 65

道警察署告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 65

規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第60号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2北海道沿岸水域の工事取締条例施行規則（昭和24年北海道規則第189号）の項の次に次のように加える。

死体解剖保存法施行細則（昭和25年北海道規則第138号）	第2条
------------------------------	-----

別表第2行政書士法施行細則（昭和26年北海道規則第64号）の項の次に次のように加える。

覚醒剤取締法施行細則（昭和26年北海道規則第181号）	第6条、第7条及び第10条
-----------------------------	---------------

別表第2北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例施行規則（昭和27年北海道規則第162号）の項の次に次のように加える。

大麻取締法施行細則（昭和28年北海道規則第123号）	第4条第1項、第5条、第8条及び第10条
麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和28年北海道規則第124号）	第14条

別表第2毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）の項中「第12条の2第2項」を「第4条の2第1項（第2号から第4号までに係る部分を除く。）（同条第2項において準用する場合を含む。）、第5条第2項（戸籍抄本及び写真に係る部分を除く。）、第7条第2項（戸籍抄本に係る部分を除く。）、第7条の3（登記事項証明書に係る部分を除く。）、第7条の4第2項、第7条の6（登記事項証明書に係る部分を除く。）、第11条（第2号、第3号、第5号及び第6号に係る部分を除く。）及び第12条の2第2項（指導員証及び戸籍抄本に係る部分を除く。）」に改め、同表危険物の規制に関する規則（昭和34年北海道規則第150号）の項の次に次のように加える。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年北海道規則第27号）	第7条第2項（身分証明書に係る部分を除く。）、第8条第2項（身分証明書に係る部分を除く。）、第11条（写真に係る部分を除く。）及び第13条第2項（戸籍謄本及び戸籍抄本に係る部分を除く。）
北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則（令和3年北海道規則第28号）附則第3項及び第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同規則附則第2項の規定による廃止前の北海道立看護学院等看護職員課程修学	第3条（戸籍謄本及び住民票の写しに係る部分を除く。）、第5条の2、第6条の2、第6条の3

資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第52号）		第1項、第7条第1項及び第10条の2第1項
北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則附則第6項及び第7項の規定によりなおその効力を有することとされた同規則附則第2項の規定による廃止前の北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年北海道規則第143号）		第2条（戸籍謄本及び住民票の写しに係る部分を除く。）、第5条、第6条（戸籍謄本及び戸籍抄本に係る部分を除く。）、第7条、第10条第1項及び第11条第1項
北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則（昭和39年北海道規則第54号）		第3条第2項

別表第2医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の項中「第28条及び第31条」を「第18条、第28条、第31条及び第33条」に改め、同表中

北海道立北の森づくり専門学院管理規則（令和元年北海道規則第35号）	第8条（第2号、第4号及び第5号に係る部分を除く。）、第10条第1項（住民票の写し及び貼付用紙に係る部分を除く。）及び第20条第1項
-----------------------------------	--

を

北海道立北の森づくり専門学院管理規則（令和元年北海道規則第35号）	第8条（第2号、第4号及び第5号に係る部分を除く。）、第10条第1項（住民票の写し及び貼付用紙に係る部分を除く。）及び第20条第1項
北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例施行規則	第7条（住民票の写しに係る部分を除く。）、第10条、第12条、第15条第1項及び第18条第1項

に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

告 示
北海道告示第513号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次の鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年9月30日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 名 称 清水の沢鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

清水の沢鳥獣保護区は、JR北海道石勝線新夕張駅から北西約9kmに位置しており、シナ、ミズナラ、イタヤ等を主体とし、トドマツ、カラマツ等の針広混交林からなり、標高は300mから400m程度の山林である。林相の変化に富む優れた天然林であり、カラマツについては人工林である。

アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和57年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

2(1) 名 称 シューパロ鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

シューパロ鳥獣保護区は、JR北海道石勝線新夕張駅から北東約12kmに位置しており、シナノキ、ミズナラ、イタヤカエデ等の広葉樹を主体とした多様かつ原始性の高い植生で構成される標高600mから700m程度の山岳地である。エゾライチョウやクマゲラをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定

されている（昭和57年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

3(1) 名 称 旭鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

旭鳥獣保護区は、J R北海道根室本線芦別駅から東約4kmに位置しており、シナノキ、イタヤカエデ、ダケカンバ等を主体とする針広混交林からなる、標高200mから300m程度の丘陵地である。シジュウカラ、アカゲラ等、森林性の鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和57年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

4(1) 名 称 支笏紋別岳鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

支笏紋別岳鳥獣保護区は、支笏湖小学校から北東約1kmに位置しており、紋別岳を中心とした山林であり、紋別岳を頂点として北から南東に走る分水嶺から北東の斜面地である。トドマツ、ミズナラ等の針広混交林が生育し、全域が国有林に含まれており、ユキウサギ、エゾリスをはじめ多様な森林性の鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

5(1) 名 称 鶴川鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

鶴川鳥獣保護区は、J R北海道日高本線むかわ駅から北東約6.5kmに位置しており、入鹿別川上流の標高150m前後のなだらかな丘陵地で、シラカバ等の広葉樹とカラマツ、トドマツからなる針広混交林が広がる。エゾライチョウ、シジュウカラ、カケス等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和47年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

6(1) 名 称 穂別鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

穂別鳥獣保護区は、J R北海道日高本線むかわ駅から北東約20kmに位置しており、イタヤカエデ、ミズナラ等の広葉樹を主体とし、トドマツが峰沿いに分布する針広混交林からなる標高200m前後の丘陵地である。林相の変化に富む優れた天然林であり、東西にイエナツバ沢川が流れる。オオタカ、オオルリ、クマガラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和58年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針 次のとおり 7(1) 名 称 ホロカウシャップ鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 ホロカウシャップ鳥獣保護区は、沙流郡日高町西部の勇払郡占冠村との境界に位置しており、ミズナラ、イタヤカエデ等を主体とした針広混交林からなる、標高300mから900m程度の傾斜地である。林相の変化に富み、区域内にはホロカウシャップ川を含む。エゾライチョウ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和58年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 8(1) 名 称 旧新冠種畜牧場鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 旧新冠種畜牧場鳥獣保護区は、静内ダムから西約7kmに位置しており、区域の南東に静内川を臨む農耕地帯である。区域内は良好な天然広葉樹木が多く残され林間放牧場が広がるほか、牧草地の周辺にはカラマツ等の防風林、二十間道路桜並木等がある。原野及び牧草地を利用するオオジシギ、カッコウ等の草原性の鳥類のほか、林間放牧場の森林を利用する多数の鳥獣が生息している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 9(1) 名 称 大沼鳥獣保護区	(2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 大沼鳥獣保護区は、亀田郡七飯町と茅部郡森町との境界に位置しており、北方に活火山駒ヶ岳、南方に横津岳を有するほか、区域内に湖沼を含む山水美に恵まれた景勝地である。トドマツ、カラマツを主体とし、ミズナラ、ハンノキ等の針広混交林からなる林相の変化に富む優れた天然林であり、大沼国定公園区域に含まれている。アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息地として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和57年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 10(1) 名 称 函館山鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 函館山鳥獣保護区は、J R北海道函館本線函館駅から南西約2kmに位置しており、戦前、要塞地帯として50年間一般の入林・登山が禁止されていた地域であり、ブナ、スギ、カシワ等の多様な植物からなる、海拔334mの函館山を中心とする半島である。クマゲラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和57年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 11(1) 名 称 厚沢部城丘鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
---	---

(4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 厚沢部城丘鳥獣保護区は、檜山郡厚沢部町市街地から南東10kmに広がる農業地帯である厚沢部川と糠野川に挟まれたなだらかな丘陵地に位置する。 ミズナラ、シラカバ等の広葉樹と、サクラ、カラマツ等の人工林からなり、キジバト、ヒヨドリ、エゾリス、キタキツネ等の鳥獣が生息している。 また、鳥獣保護区を含む一帯は、館城址公園として地域住民の自然観察の場として親しまれており、昭和47年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 12(1) 名 称 勇駒別鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 勇駒別鳥獣保護区は、上川郡東川町に所在する旭岳の山麓部に位置しており、トドマツを主体とし、エゾマツ、ミズナラ、ダケカンバ等の針広混交林からなる、標高約850mから1,150mの樹海である。林相の変化に富む優れた天然林であり、大雪山国立公園区域に含まれている。エゾライチョウ、フクロウ、ヤマゲラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和58年に道指定鳥獣保護区に指定している。平成4年には、国指定大雪山鳥獣保護区に一部区域が編入されるなど、区域が縮小となった。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 13(1) 名 称 キモマ沼鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）	(4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 キモマ沼鳥獣保護区は、宗谷郡猿払村の東方に位置するキモマ沼を区域とし、周辺が湿性植物及び広葉樹林等から構成される湿原に囲まれている。冬季渡来期には多くのガンカモ類が飛来するなど、水鳥の渡りの中継地及び生息地となっていることから平成4年に道指定鳥獣保護区に指定された。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 14(1) 名 称 ひらやま鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区 イ 鳥獣保護区の指定目的 ひらやま鳥獣保護区は、J R北海道石北本線白滝駅から南西約18kmに位置しており、区域の北西に標高1,796mの比麻良山がある。地形は、山麓部に溪流が存在し、起伏も多く変化に富んでいる。林相は、山麓部ではトドマツ、エゾマツの針葉樹林帯であり、標高1,000mから1,300mは更新困難地でトドマツ、エゾマツ、ダケカンバ等の針広混交林、1,300mから1,500mはダケカンバの疎林で、1,500mからはハイマツの群落が発達している。アカゲラ、フクロウ、シジウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和57年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 15(1) 名 称 滝の湯鳥獣保護区 (2) 区 域 次のとおり (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針
--	---

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

滝の湯鳥獣保護区は、ＪＲ北海道石北本線留辺蘂駅から西約16kmに位置しており、標高480m前後の山稜地である。林相は、北海道の黒松内低地帯以北の低標高地に典型的なトドマツやミズナラからなる針広混交林と、エゾイタヤやシナノキからなる落葉広葉樹林となっている。アカゲラやウグイスをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和57年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針
次のとおり

16(1) 名 称 栄浦鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和４年10月１日から令和24年９月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

栄浦鳥獣保護区は、北見市常呂町中心部から北西約12kmに位置しており、区域の北側はオホーツク海、南側はサロマ湖に挟まれた砂丘である。植生は、砂丘上に成立した海岸植生が北海道有数の規模を持っており、自然の姿を保っていること、砂丘の地形変化に応じて塩沼地植生、湿原植生、森林植生が多様に成立することが注目される。ノゴマやホオアカ等の草原性の鳥類に加え、サロマ湖に隣接していることから、オジロワシやオオワシ等、多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和57年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針
次のとおり

17(1) 名 称 若松鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和４年10月１日から令和24年９月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

若松鳥獣保護区は、ＪＲ北海道石北本線北見駅から南約５kmに位置しており、標高200mから300mの北西向き緩傾斜地である。林相は、アカエゾマツ、トドマツの造林地であり、都市部に近接した区域ながら、アカゲラ、フクロウ等の森林性の鳥獣が多数生息している。野生鳥獣の生息地としてはもとより、都市近郊のレクリエーションの場としても優れており、野生鳥獣の保護を図るため、昭和47年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針
次のとおり

18(1) 名 称 鹿の子沢鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和４年10月１日から令和24年９月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

鹿の子沢鳥獣保護区は、常呂郡置戸町中心部から南西約８kmに位置しており、標高500m前後の山稜地である。植生は、下部針広混交林の自然植生に被われ、一部シラカンバの二次林を含む。常呂川支流である鹿ノ子沢の上流部にあたり、渓谷の急崖や滝が形成されており、アカゲラやエゾライチョウ等の森林性の鳥獣のほか、溪流沿いに生息するキセキレイやオオルリをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和57年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針
次のとおり

19(1) 名 称 木禽岳鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和４年10月１日から令和24年９月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

木禽岳鳥獣保護区は、網走郡津別町中心部から南約20kmに位置する、標高550m前後の山稜地である。区域南端の木禽岳（標高994m）を最高峰とし、区域の一部は阿寒摩周国立公園に含まれる。林相は、トドマツ、エゾマツを主体とした天然林であり、アカゲラやエゾライチョウをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和57年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

20(1) 名 称 止別鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

止別鳥獣保護区は、J R北海道釧網本線止別駅から東約1kmに位置しており、緩起伏のある海岸砂丘及びニクル沼である。区域の北側はオホーツク海に面しており、砂丘部では広葉樹を主体とする砂丘林と海浜草生地、沼部では湿地性草本類の群生地となっている。また、ニクル沼を除く全域が網走国定公園に含まれている。良好な環境を反映し、多くの草原性及び森林性の鳥獣の生息地として好適であるほか、市街地に隣接した身近に鳥獣の生態を観察できるレクリエーションの場としても優れており、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和57年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

21(1) 名 称 糠平鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

糠平鳥獣保護区は、河東郡上士幌町字糠平に所在し、糠平湖の西に位置しており、なだらかな起伏をなす山間地で、複数の沢地を含む針葉樹林により形成されている。オオワシやシマフクロウなどの希少鳥類のほか、ナキウサギ、ユキウサギなどの森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

22(1) 名 称 然別鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

然別鳥獣保護区は、河東郡上士幌町及び鹿追町に所在しており、全域が大雪山国立公園の特別地域に指定されている。然別湖を中央に、東大雪山系の山々に囲まれた区域で、トドマツやエゾマツなどの針葉樹を中心とした天然林が広がり、オジロワシやエゾナキウサギをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境維持に必要な地域の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

23(1) 名 称 トムラウシ鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

トムラウシ鳥獣保護区は、J R北海道根室本線新得駅から北北東約58kmに位置し

ており、トドマツ、エゾマツを主とする針葉樹林からなる、溪谷を含む急峻な山地である。シマリスやアカゲラ、エゾライチョウなど森林性の鳥獣が多数生息し、鳥獣の生息地域として良好であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

24(1) 名 称 義経山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

義経山鳥獣保護区は、道の駅ステラ★ほんべつから東約1kmに位置しており、比較的急な起伏をなす傾斜地あるいは丘陵地で、広葉樹を主とした天然林で構成されている。そのため、森林性の鳥獣の良好な生息地として当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境維持に必要な地域の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

25(1) 名 称 鹿山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

鹿山鳥獣保護区は、ふるさと銀河線りくべつ鉄道の東北約11km、陸別川上流に位置しており、地形変化に富み、緩傾斜地でトドマツを主とした天然の針広混交樹林で構成された地域である。ゴジュウカラ、エゾライチョウ、ヒグマ、エゾシカ等、森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

26(1) 名 称 湧洞鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

湧洞鳥獣保護区は、広尾郡大樹町生花及び中川郡豊頃町湧洞に所在し、大樹町市街地から北東約18kmに湧洞沼、北東約16kmにキモントウ沼が位置しており、それらを中心とした周囲の広い沼沢地で構成されている。春季及び秋季には、多数のガンカモ類をはじめとする渡り鳥の一大中継地として重要な湖沼である。そのため、集団渡来地の保護区として昭和47年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

27(1) 名 称 初田牛鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

初田牛鳥獣保護区は、J R北海道根室本線厚床駅の西約8kmに位置する別当賀川中流域両岸に広がる地域で、河岸は50mから100mにかけて湿地帯となっており、エゾヤナギ・ヤチハンノキ等のほかハルニレ・ミズナラ・ダケカンバなどの中高木が生息する天然林となっている。シマフクロウをはじめオジロワシ・オオワシなどの天然記念物の生息及び繁殖が確認されているため、平成4年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第514号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年9月30日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 名 称 清水の沢鳥獣保護区清水の沢特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、J R北海道石勝線新夕張駅から北西約9km、清水の沢鳥獣保護区の中心部に位置しており、シナ、ミズナラ、イタヤ等を主体とし、トドマツ、カラマツ等を含む針広混交林からなり、標高は300mから400m程度の山林である。林相の変化に富む優れた天然林であり、カラマツについては人工林である。

アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

2(1) 名 称 シューパロ鳥獣保護区シューパロ特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、J R北海道石勝線新夕張駅から北東約12km、シューパロ鳥獣保護区の中央部に位置しており、シナノキ、ミズナラ、イタヤカエデ等の広葉樹を主体とした多様かつ原始性の高い植生で構成される標高600m程度の山岳地である。エゾライチョウやクマゲラをはじめ多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

3(1) 名 称 支笏紋別岳鳥獣保護区支笏紋別岳特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、支笏湖小学校から北東約1km、支笏紋別岳鳥獣保護区の西部に位置しており、紋別岳を中心とした山林であり、紋別岳を頂点として北から南東に走る分水嶺から北東の斜面地である。トドマツ、ミズナラ等の針広混交林が生育し、全域が国有林に含まれている。

ユキウサギ、エゾリス等、多様な鳥獣が生息しているほか、国の天然記念物であるクマゲラが生息しており、森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生育環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

4(1) 名 称 穂別鳥獣保護区穂別特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、J R北海道日高本線むかわ駅から北東約20km、穂別鳥獣保護区の中央部に位置しており、イタヤカエデ、ミズナラ等の広葉樹の天然林が広がり特に良好な林相を成しており、加えてイエナップ沢川とその支流である多くの小沢の流域であ

る。アカショウビン等のカワセミ科、カワガラス等の多様な鳥獣が生息しており、森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

5(1) 名 称 ホロカウシャップ鳥獣保護区ホロカウシャップ特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、沙流郡日高町西部の勇払郡占冠村との境界に位置しており、ホロカウシャップ鳥獣保護区のミズナラ、イタヤカエデ等を主体とした針広混交林からなる、標高300mから900m程度の傾斜地である。林相の変化に富み、区域内にはホロカウシャップ川を含む。エゾライチョウ、シジウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

6(1) 名 称 大沼鳥獣保護区大沼特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、ラムサール条約登録湿地である大沼、小沼、蓴菜沼に位置しており、落葉樹の天然林を主体とした多様な植生で構成され、全域が大沼国定公園に含まれる。アカゲラやフクロウをはじめ多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

7(1) 名 称 函館山鳥獣保護区函館山特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、旧要塞地域であった函館山緑地に位置しており、北海道南部から東北地方にかけて分布する多様な植生で構成され、海岸に面した崖地を有する。クマゲラやシジウカラをはじめ多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 勇駒別鳥獣保護区勇駒別特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該区域は、上川郡東川町に所在する旭岳の山麓部、道指定勇駒別鳥獣保護区の南西部に位置しており、トドマツを主体とし、エゾマツ、ミズナラ、ダケカンバ等の針広混交林からなる、標高約850mから1,150mの樹海である。林相の変化に富む優れた天然林であり、大雪山国立公園に含まれている。エゾライチョウ、フクロウ、ヤマゲラ等の森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 滝の湯鳥獣保護区滝の湯特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、ＪＲ北海道石北本線留辺蘂駅から西約16km、滝の湯鳥獣保護区の西部に位置しており、標高480m前後の山稜地である。林相は、北海道の黒松内低地帯以北の低標高地に典型的なトドマツやミズナラからなる針広混交林と、エゾイタヤやシナノキからなる落葉広葉樹林となっている。エゾライチョウ、アカゲラをはじめとした多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

10(1) 名 称 栄浦鳥獣保護区栄浦特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和４年10月１日から令和24年９月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、北見市常呂町中心部から北西約12kmに位置する栄浦鳥獣保護区の全域であり、区域の北側はオホーツク海、南側はサロマ湖に挟まれた砂丘である。植生は、砂丘上に成立した海岸植生が北海道有数の規模を持っており、自然の姿を保っていること、砂丘の地形変化に応じて塩沼地植生、湿原植生、森林植生が多様に成立することが注目される。ノゴマやホオアカ等の草原性の鳥類に加え、サロマ湖に隣接していることから、オジロワシやオオワシ等、多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

11(1) 名 称 鹿の子沢鳥獣保護区鹿の子沢特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和４年10月１日から令和24年９月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、常呂郡置戸町中心部から南西約８km、鹿の子沢鳥獣保護区の中央部に位置しており、標高500m前後の山稜地である。植生は、下部針広混交林の自然植生に被われ、一部シラカンバの二次林を含む。常呂川支流である鹿ノ子沢の上流部に

あたり、溪谷の急崖や滝が形成されており、アカゲラやエゾライチョウ等の森林性の鳥獣のほか、溪流沿いに生息するキセキレイやオオルリをはじめ多様な鳥獣が生息しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

12(1) 名 称 糠平鳥獣保護区糠平特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和４年10月１日から令和24年９月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、河東郡上士幌町に所在する糠平湖の南西、糠平鳥獣保護区の南東部に位置しており、なだらかな起伏をなす山間地で、複数の沢地を含むトドマツを主とした林相が豊かな天然針葉樹林で構成されている。オオワシやシマフクロウなどの希少鳥類のほか、ナキウサギやユキウサギなど多種多様な鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該区域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

13(1) 名 称 トムラウシ鳥獣保護区トムラウシ特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和４年10月１日から令和24年９月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、トムラウシ鳥獣保護区南東部に位置しており、全域が大雪山国立公園の特別地域に指定されている。トドマツ・エゾマツを主とする針葉樹林地帯であり、地形変化に富み鳥獣の生息地帯として良好であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

特に当該区域は林相が豊かな天然林で構成されており、鳥獣の生息区域として良好である。

このため、当該区域はトムラウシ鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区

域と認められることから、当該区域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。

ウ 管理方針

次のとおり

14(1) 名 称 義経山鳥獣保護区義経山特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該区域は、丘陵地で、広葉樹を主とした天然林で構成されている。そのため、森林性鳥獣の良好な生息地として当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

特に当該区域は林相が豊かな天然林で構成されており、鳥獣の生息区域として良好である。

このため、当該区域は義経山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。

ウ 管理方針

次のとおり

15(1) 名 称 鹿山鳥獣保護区鹿山特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和24年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該区域は、鹿山鳥獣保護区の西部に位置し、トドマツを主とした針広混交樹林からなる、地形変化に富んだ傾斜地である。林相の変化に富む優れた天然林であり、ゴジュウカラ、エゾライチョウ、ヒグマ、エゾシカ等、森林性の鳥獣の生息環境として特に良好であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

16(1) 名 称 湧洞鳥獣保護区湧洞特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該区域は、広尾郡大樹町生花及び中川郡豊頃町湧洞に所在し、大樹町市街から北東18kmに湧洞沼、北東16kmにキモントウ沼が位置しており、渡り鳥の一大中継地として重要な湖沼である。春季及び秋季には多数のガンカモ類が渡来し、ガンカモ類などの水鳥にとって重要な採餌場であり、かつ、湖沼周辺部は渡来する水鳥の貴重な休息地（ねぐら）になっており、オジロワシ、オオタカ等猛禽類も見られ、湧洞沼及びキモントウ沼は特に良好な鳥獣の生息環境となっていることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

17(1) 名 称 初田牛鳥獣保護区初田牛特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、J R北海道根室本線厚床駅の西約8km、別当賀川中流域西岸に広がる地域で、初田牛鳥獣保護区の西部に位置し、河岸は50mから100mにかけて湿地帯となっており、エゾヤナギ・ヤチハンノキ等のほかハルニレ・ミズナラ・ダケカンバなどの中高木が生息する天然林となっており、シマフクロウをはじめオジロワシ、オオワシ、タンチョウなどの希少鳥獣の生息及び繁殖が確認されている。

また、当地区は、シマフクロウの保護繁殖のための給餌施設や巣箱の設置がなされ、積極的な保護繁殖事業が実施されている地域でもあることから、生息する希少鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供

する。)

北海道告示第515号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年9月30日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 名 称 旭特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2(1) 名 称 世田豊平川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3(1) 名 称 伏籠川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4(1) 名 称 豊進特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5(1) 名 称 穂別ダム特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6(1) 名 称 えりも特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7(1) 名 称 中野通特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり

- (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8(1) 名 称 三好特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9(1) 名 称 川西古川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10(1) 名 称 陸別銀河の森特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 令和4年10月1日から令和14年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第516号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年9月30日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 液化炭酸ガス（30kg） 400本
 - イ 液化炭酸ガス容器（30kg） 400本
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 令和4年11月25日（金）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載した要件の製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年9月30日（金）から同年11月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部生産振興局畜産振興課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道農政部生産振興局畜産振興課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階農政部第二中会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部生産振興局畜産振興課）

(2) 入札日時 令和4年11月10日（木）午前9時30分（送付による場合は、同月8日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道農政部生産振興局畜産振興課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html>）においてダウンロードすることができる。

また、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道農政部生産振興局畜産振興課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5438

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a 30 kg of liquefied carbon dioxide gas 400 units

b 30 kg of liquefied carbon dioxide gas tank 400 units

B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., November 10, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than November 8, 2022)

C Contact : Livestock Farming Promotion Division, Bureau of Production Promotion, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5438

北海道告示第517号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、美深土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和4年9月30日

北海道知事 鈴木直道

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	令和4.9.7	理事	中瀬正美	中川郡美深町字美深179番地
同	同	同	加川淳一	同 美深町字富岡196番地3

同	同	同	戸 梶 知 明 同	美深町字敷島90番地 1
同	同	同	荒 谷 博 文 同	美深町字吉野291番地 4
同	同	同	結 城 広 康 同	美深町字美深733番地 5
同	同	監	事 草 刈 昇 一 同	美深町字斑浜68番地
同	同	同	佐々木 秀 智 同	美深町字美深389番地 2
退	任	令和 4. 9. 6	理 事 中 瀬 正 美 同	美深町字美深179番地
同	同	同	野 上 秀 樹 同	美深町字美深278番地 3
同	同	同	佐 藤 能 將 同	美深町字敷島213番地 6
同	同	同	加 川 淳 一 同	美深町字富岡196番地 3
同	同	同	荒 谷 博 文 同	美深町字吉野291番地 4
同	同	監	事 草 刈 昇 一 同	美深町字斑浜68番地
同	同	同	深 澤 光 宏 同	美深町字北町13番地 2

北海道告示第518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区
の定款の変更を認可した。

令和 4 年 9 月 30 日

北海道知事 鈴 木 直 道

認可年月日 土 地 改 良 区 名

令和 4. 9.16 苫 前 土 地 改 良 区

令和 4. 9.20 オロロン土地改良区

令和 4. 9.21 深 川 土 地 改 良 区

公		表	
北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第 6 号）第 4 条 の規定により、令和 3 年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。 なお、「次のとおり」については、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各 総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧 に供するほか、北海道のホームページ（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/）から閲覧するこ とができる。			
令和 4 年 9 月 30 日		北海道知事 鈴 木 直 道	
総合振興局告示及び振興局告示			

北海道渡島総合振興局告示第125号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。

令和 4 年 9 月 30 日

北海道渡島総合振興局長 田 中 仁

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量
乗用電気自動車 3 台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 令和 5 年 3 月 24 日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和 4 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていな
いこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備
されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した
者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定によ
る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め
るところにより、2 の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ
ならない。

ア 申 請 の 時 期 令和 4 年 9 月 30 日（金）から同年 10 月 20 日（木）まで（日曜
日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178
号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時ま
で

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな
ければならない。

なお、電子メール（アドレス：oshima.somu20@pref.
hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイル

の形式はPDF、Word又はExcelとすること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階301号会議室
(送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係)

(2) 入札日時 令和4年11月4日(金)午前11時(送付による場合は、同月1日(火)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借 2台

(イ) 予定時期 令和5年2月頃

イ(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借 1台

(イ) 予定時期 令和5年2月頃

ア及びイについて入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和4年6月10日付け北海道渡島総合振興局告示第83号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ(https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin_nyusatu.html)

においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課需品係

(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Car 3 sets

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., November 4, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 1, 2022)

C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan

Phone : 0138-47-9416

道立病院局告示

北海道道立病院局告示第21号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和4年9月30日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 調達をする物品等の名称 透析用剤(Dドライ透析剤2.5S 2瓶1組×4組)
ほか155品目(1包装当たりの単価)

イ 調達予定数量 入札説明書及び仕様書による。

156品目については、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和4年11月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する卸売販売業の許可を受けていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和4年9月30日（金）から同年10月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道道立病院局経営改革課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道道立病院局経営改革課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階道立病院局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営改革課）
- (2) 入札日時 令和4年10月25日（火）午前10時30分（送付による場合は、同月24日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道道立病院局のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire.html>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
- 品目ごとに落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道道立病院局経営改革課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5295
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Internal medicines and so on 156 items
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., October 25, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than October 24, 2022)
- C Contact : Hospital Management Reform Division, Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5295

道教育庁教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第52号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年9月30日

北海道教育庁渡島教育局長 柴 田 亨

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア ノート型パーソナルコンピュータ（A地区） 一式 86台分
 - イ ノート型パーソナルコンピュータ（B地区） 一式 1台分
 - ウ ノート・デスクトップ型パーソナルコンピュータ（C地区） 一式 18台分
 - エ タブレット型パーソナルコンピュータ（D地区） 一式 6台分
 - オ タブレット型パーソナルコンピュータ（E地区） 一式 24台分
- アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び詳細仕様書による。

(3) 納入期日 令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所 詳細仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、詳細仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年9月30日（金）から同年10月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時

（最終日のみ正午）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和4年10月31日（月）午前9時30分（送付による場合は、同月28日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9029 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Laptop personal computer 86 sets b Laptop personal computer 1 set c Laptop・Desktop personal computer 18 sets d Tablet personal computer 6 sets e Tablet personal computer 24 sets B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., October 31, 2022 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 28, 2022) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan Phone : 0138-47-9029	(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
道 警 察 本 部 告 示	道 警 察 署 告 示
北海道警察本部告示第458号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年9月30日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 1 落札に係る物品等の名称及び数量 考査答案用紙採点システム装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 令和4年9月9日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号 4 落札金額 517,011円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年7月29日付け北海道警察本部告示第372号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	旭川方面稚内警察署告示第7号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年9月30日 北海道旭川方面稚内警察署長 田 村 厚 己 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 警備艇「そうや」機関部中間検査整備 一式 2 落札を決定した日 令和4年9月9日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社テクノス (2) 住 所 白老郡白老町字石山9番地38 4 落札金額 54,600,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年7月29日付け旭川方面稚内警察署告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道旭川方面稚内警察署会計課 (2) 所在地 稚内市大黒1丁目6番48号